



12月1日から道路交通法が改正されます。

「ながらスマホ」によるわき見運転などが原因の交通事故が増えています。そのため道路交通法が改正され、スマホ等の「ながら運転」に対する罰則の大幅な強化等が2019年12月1日より施行されます。そこで今回は、改正道路交通法のポイントをまとめてみました。



スマホ等の「ながら運転」を厳罰化 (令和元年12月1日施行)

携帯電話使用等の罰則を強化

運転中の携帯電話等の使用によって交通事故を起こすなどの「交通の危険」を生じさせた場合は、反則金(交通反則通告制度に基づいた行政処分。刑事罰が免除され前科はつきません。)は適用されず、すべて罰則(刑事処分。懲役や罰金が科せられ、前科が付きまします。)が適用されます。

違反点数3倍、反則金も約3倍に引き上げ

走行中にスマホ等を使用した場合の違反点数は、「交通の危険」を生じさせた場合も「保持」していた場合も3倍に引き上げられ、「保持」していた場合の反則金も約3倍に引き上げられます。



携帯電話使用等の罰則および違反点数、反則金

	改正前		改正後	
	罰則		罰則	
携帯電話使用等 (交通の危険)	罰則	3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金	罰則	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
	違反点数	2点	違反点数	6点 (免許停止)
	反則金	大型車 1万2千円 普通車 9千円 二輪車 7千円 原付車 6千円	反則金	非反則行為となり、すべて罰則を適用
携帯電話使用等 (保持)	罰則	5万円以下の罰金	罰則	6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
	違反点数	1点	違反点数	3点
	反則金	大型車 7千円 普通車 6千円 二輪車 6千円 原付車 5千円	反則金	大型車 2万5千円 普通車 1万8千円 二輪車 1万5千円 原付車 1万2千円

日刊自動車新聞に掲載されました。

（感）は代表権を持たない会長に退いた。秀一氏は淳氏の長男。同日、名古屋市中川区の同社中川工場の会議室で、全社員を集めた社長就任伝達式を開催し、今回の役員人事を報告すると共に会食を行った。伝達式では淳氏が社長交代の経緯や、1983年の同社創業から今日に至るまでの事業展開などについて説明。淳氏は「一人ひとりの力を結集



社長に田中秀一氏

大東工業

車体整備業の大東工業（名古屋市中川区）は9月29日、代表権を持つ新社長に専務の田中秀一氏（49歳）を昇格させる役員人事を行った。創業者である社長の田中淳氏（84

新社長に就いた田中秀一氏（中央）と新会長の田中淳氏（左）

することに、当社の機動力、技術力、営業力は他の会社に絶対負けない力を持っている」と話し、社員が協力して秀一氏を中心に事業を発展させていくことを求めた。その後、田中徹次営業部長をはじめとする各部門のチーフが挨拶に立って淳氏を労った。また、会食後には秀一氏が挨拶し、事業の発展に力を注ぐことを強調した。

11月になり、暗くなるのが早くなりました。
早めにヘッドライトを点灯し
安全運転をこころがけましょう。



確かな技術
整備の未来へ“挑む”

Maintenance Technology and Challenge

株式会社大東工業

● 钣金・塗装工場

名古屋市港区正保町8-22
052-381-9161

● 福祉車両・保険受付

名古屋市中川区中野新町4-35
052-354-5433